

事業者団体から寄せられたご意見・ご質問及び当機関の考え方

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

・平成 28 年 2 月 9 日～平成 28 年 2 月 18 日（各団体の意見募集期間は意見交換に伺った日から 4 日間前後）

(2) 意見募集を行った団体（五十音順）

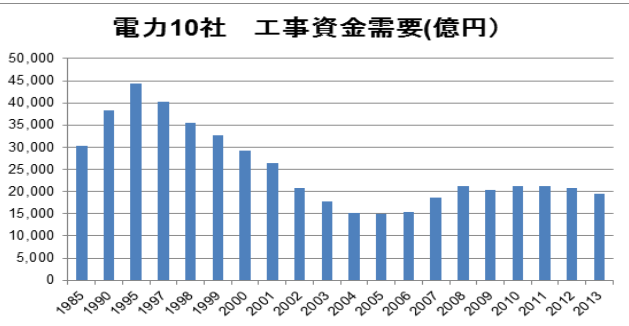

・大口自家発電施設者懇話会、公営電気事業経営者会議、新電力連絡会、水力発電事業懇話会、全国小水力利用推進協議会、太陽光発電協会、電気事業連合会、日本地熱協会、日本風力発電協会、日本木質バイオマスエネルギー協会、日本有機資源協会、バイオガス事業推進協議会

(3) ご意見の総数（提出意見数）：74 件（12 者）

2. ご意見・ご質問

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
1	全体	①一般負担の限度額は、電源ごとに定められるのか？ ②それは、全国一律か？ ③基幹系統とそれ以外、あるいは、エリアごとに差は設けられないか？ ④また、一度定められた金額が変更されることはないのか？	①一般負担の上限額は、電源種別ごとに一律で定めることを予定しております。 ②一般負担の上限額は、全国一律で定めることを予定しております。 ③過去の実績からは、発電設備が接続する電圧によって、単価の分布に明確な差異が見られませんでした。このため、現時点においては、一般負担の上限額は、基幹系統と基幹系統以外も含め、発電設備が接

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			<p>続する系統の規模によって差は設けることはせず、一律とすることが妥当と考えております。</p> <p>また、一般負担の上限額は、最終的にはその負担が需要家にも及び得るものであることを踏まえて設定するものです。このため、地域に応じて、大きな需要家負担が許容されたり、されなかったりする性質のものではないと考えております。</p> <p>④当機関では、一般負担の上限額決定後も状況把握に努め、必要に応じて、見直しを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>現在、「一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う」旨を含む業務規程の変更案を経済産業大臣に認可申請しています。</p>
2	全体	<p>当該案件の総設備費用が一般負担の限界以下である場合は、電源設備募集案件は、その申込みが1件であっても、必ず成立すると考えて良いのか？</p>	<p>必ず成立するとは限りません。「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（以下、「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」といいます。）に基づき、総設備費用は、まず、一般負担と特定負担に分けられます。このため、算出された一般負担額が一般負担の上限額以下だったとしても、入札額が算出された特定負担額に満たない場合は、電源接続案件募集プロセスは不成立となります。</p>
3	全体	<p>4.1万円/kWの根拠について、2000年4月以降の増強工事費用データに基づいているとされているが、2000年以降は電力需要が伸びない時代に入り、電力会社の設備投資が毎</p>	<p>ご指摘のとおり、最大電力は2001年がピークとなっております。電力需要が大幅に伸びている状況下では、最大電力に対し必要な供給力を確保することが必要であり、安定供給の確保のために必要な設備投</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
		<p>年減っていく状況下である。</p> <p>例えば、柏崎刈羽が運転を開始したのが 2000 年よりもずっと前の 1985 年で、この時代は送電線の建設に相当のコストがかかっていたと思料。</p> <p>①1985 年以降の設備投資のデータをみると、1990 年がピークで、現状はその半分程度になっている。よって、1980 年ごろからのデータに基づいて示して頂くことは可能か？ (http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/illustrated/investment/equipment-funds-10-j.html)</p> <p>②東京電力のデータであるが、2000 年以降は送配電網である流通設備の投資額が減っていることが示されている。 (http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/illustrated/investment/capital-investment-j.html) 長期間にわたる事案となるので、インフレの影響も加味する必要があると思料。</p> 	<p>資がされてきたものと考えられます。</p> <p>電力需要が大幅に伸びている状況下と伸びが鈍化している状況では設備投資の考え方が異なるものと考えられるため、一つの区切りとして小売部分自由化となった 2000 年 4 月以降の増強工事費用データに基づき、一般負担の上限額の水準を設定したものです。</p> <p>①2000 年以前は電力需要が伸びている状況下における設備投資であり、今回の一般負担の上限額の設定においては 2000 年 4 月前のデータは対象外とさせていただきます。</p> <p>②大幅なインフレが生じた場合などは、状況を見定め、必要に応じて、見直しを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>現在、「一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う」旨を含む業務規程の変更案を経済産業大臣に認可申請しています。</p> 

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
4	全体	<p>審議の透明性の面から、費用負担の考え方については、2015年11月6日に基本的な考え方が示されているが、「著しく多額」での負担原則の議論については審議プロセスを広く透明性のある進め方お願いしたい。(特に、事務局が委員の方にどのような説明をされ、委員の意見がどのような対応であったか、など。)</p>	<p>一般負担の上限額については平成27年7月より、当機関が主催する広域系統整備委員会にて有識者や事業者委員を交え、検討を進めてまいりました。この議論における資料や議事概要については、当機関のホームページにて公表しております。</p> <p>加えて、本件については需要家の皆様にとっても非常に重要な事案であるため、需要家代表者を含む有識者から構成される当機関の評議員会においてもご審議頂きました。こちらの資料や議事概要についても当機関のホームページにて公表しています。</p> <p>また、各業界の皆様にご意見を伺い、それぞれの業界ごとのお立場からご意見を伺い、これらに対する当機関の考え方を本資料において整理させて頂いております。</p> <p>さらに、議論を進めるに当たり、最大限多様なご意見をお伺いするため、平成28年2月24日より3月8日まで、意見募集を行いました。皆様から頂いたご意見を最大限に踏まえながら、議論を深めてまいりたいと考えております。</p>
5	全体	<p>提案内容について、過去のネットワーク増強工事の21件の実績を根拠に、最大額4.1万円/kWを算定されているが、増強容量、工事規模、工事時期も教示願いたい。(なぜ、費用がかかったか、に関するそれぞれの背景説明のため。)</p>	<p>個別の工事実績についてのお答えは、個社情報のため差し控えさせていただきます。</p>
6	全体	<p>接続契約で、承諾の限界として回答した約6～11万円など、一般負担の限界であったかの理由を提示いただきたい。(上限としての設定が6万円とする考え方について)</p>	<p>法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払い状況、連系設備の規模に対する工事費用等を総合的に勘案して個別事案ごとに各社で判断したものと伺っております。</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			<p>なお、約 6～11 万円/kW という数字は、過去の接続検討回答において「承諾の限界」の規定に基づき、接続検討回答書において一般負担対象範囲を特定負担として回答した事案における実績であり、6 万円/kW が下限であったということでは無いと承知しております。</p>
7	全体	<p>①需要家負担平準についての利用率の適用について、「設置される発電設備の利用率によって、需要家の負担に差が生じるため、発電設備の利用率を勘案する。」とあるが、増強された系統ネットワークは、結果として特定電源だけに使われるわけではなく、潮流などを配慮すれば、一律●●万円/kW としての検討すべきではないか。</p> <p>②また、電源構成の変化や変動もあることから、発電設備ごとの利用率で固定することは好ましくない。</p>	<p>①ご指摘のとおり増強された系統は、結果として増強の契機となった発電設備から発電された電気だけが流れるものではありませんが、発電設備の設備利用率によって、同じ発電電力量を得るために必要な送配電等設備の増強規模が異なり、設備利用率の高い電源から生ずる電力を流すための送配電等設備の増強は、設備利用率の低い電源と比較して小さな規模で済むことから、効率的な設備形成に資するものであると考えられます。</p> <p>一方、設備利用率の低い電源から同じ発電電力量を得るためには、設備利用率の高い電源と比較して大きな規模の送配電等設備の増強が必要になります。</p> <p>このため、一般負担の上限額を設備利用率によらず、一定の値とすれば、効率的な設備形成が阻害されるおそれがあると考えております。また、系統増強に要した費用のうち、一般負担分は、電気料金に含まれる託送料金という形で需要家が負担することになります。</p> <p>このため、一般負担の上限額を、設備利用率によらず、一定の値とすれば、設備利用率の高い電源を利用して電気を供給する系統利用者から電気を購入する需要家は、相対的に大きな系統増強費用の負担を負うこととなることから、需要家負担の公平性の観点からも、適当では</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			<p>ないと考えています。</p> <p>②ご指摘の通り将来的に電源構成の変化することもあり得ますが、一般負担の上限額は毎年の電力需給状況に応じて変動させる性質のものではないと考えております。経済産業省 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 長期エネルギー需給見通し小委員会 発電コスト検証 WG で用いられた設備利用率は 2030 年度時点という将来における発電コストを検証するために用いられた実績のある値であること、本来、高い設備利用率で稼働できる LNG 火力等の発電設備が持つ本来の能力を評価することができること、過去のデータの蓄積のないバイオマスや洋上風力などの電源についても設備利用率の値を設定することができること、過去の実績に照らしてみても実態からかけ離れた値でないことなど過去の実績と比較して相対的に優位性があると考えられるため、長期エネルギー需給見通しのコスト検証に用いられた設備利用率を用いることとしたいと考えております。</p> <p>なお、当機関では、一般負担の上限額決定後も状況把握に努め、必要に応じて、見直しを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>現在、「一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う」旨を含む業務規程の変更案を経済産業大臣に認可申請しています。</p>
8	全体	設備利用率の定義について、コスト等検証委員会で設備利用率を参考に、太陽光発電はメガソーラー14%、住宅用 12%としているが、技術の進歩や地域によっても大きく差があるた	<p>当機関では、一般負担の上限額決定後も状況把握に努め、必要に応じて、見直しを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>現在、「一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
		め、実態を反映し定期的な見直しなどを行うことが必要と思料。	要に応じて見直しを行う」旨を含む業務規程の変更案を経済産業大臣に認可申請しています。
9	全体	現在、実施されている上位電源線の入札ルールとの関係が明確でないため、明らかにして頂きたい。(入札ルールでは、設備利用率の考え方は適用していない。)	電源接続案件募集プロセスの場合は、募集要領において、一般負担の上限額の適用方法を含め工事費負担金の算定方法について規定しております。 既に募集要領が公表されている電源接続案件募集プロセス(東京電力主宰の5件)については、一般負担の上限額を踏まえて、接続検討の回答を通知予定です。
10	全体	需要家負担の著しい増大を防ぐという一般負担上限設定の背景を勘案し、増出力(リプレースを含む)の際については、一般負担の上限を適用する諸元を、総工事費/増出力分で算出することでよいか。(同容量工事を仮想設計した後の増容量分の工事費/増出力分や総工事費/全発電出力ではないということによいか。)	増出力の場合はご認識のとおり、一般負担の上限額に乗ずる発電機設備容量は「最大受電電力の増加分」になります。 つまり、総工事費から「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」に基づき算定された一般負担額のうち「一般負担の上限額[万円/kW]×最大受電電力の増加分[kW]」を超えた額が特定負担となります。 一方、リプレースの場合は、発電所の新設と同じ扱いになるため、一般負担の上限額に乗ずる発電機設備容量は「リプレース後の発電機の最大受電電力」になります。 つまり、総工事費から当該ガイドラインに基づき算定された一般負担額のうち「一般負担の上限額[万円/kW]×リプレース後の発電機最大受電電力[kW]」を超えた額が特定負担となります。
11	全体	適用開始時期の明確化。	「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」において、「本指針は、その公表日以後に接続契約の申込みを行う案件に適用する」と記載されていることから、一般負担の上限額につきましても、当該ガイドラ

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			インの公表日である平成 27 年 11 月 6 日以後に接続契約の申込みを行った案件から適用されます。
12	全体	「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」によると、同指針公表日、即ち平成 27 年 11 月 6 日以後に接続契約の申し込みを行う案件に適用することになっているが、注書きで「FIT 法に基づく買取価格の適用基準となる接続に係る契約の申込みは本指針における接続申込みに該当するとみなす。」となっており、この場合、指針公表日以前の案件についても、遡及して、適用されると考えてもよいか。	「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」において、「本指針は、その公表日以後に接続契約の申込みを行う案件に適用する」と記載されていることから、公平性の観点から、全ての電源について、当該ガイドラインの公表日である平成 27 年 11 月 6 日以後に接続契約の申込みを行った案件から適用されます。 なお、当該ガイドラインに記載されている注書きは、「FIT 法に基づく買取価格の適用基準となる接続に係る契約の申込み」とは、「効率的な設備形成・費用負担ガイドラインにおける接続契約の申込み」のことである旨が記載されているところです。
13	全体	FIT 対象事業で、既に電力会社と送電線増強工事契約を締結済みの事案についても、遡及して、適用して欲しい。	「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」において、「本指針は、その公表日以後に接続契約の申込みを行う案件に適用する」と記載されていることから、公平性の観点から、全ての電源について、当該ガイドラインの公表日である平成 27 年 11 月 6 日以後に接続契約の申込みを行った案件から適用され、遡及して適用することはできません。
14	全体	今回の指針は平成 27 年 11 月 5 日以前に系統連系締結した案件には適用されないようですが、是非とも平成 27 年 11 月 5 日以前にも遡及して適用して頂きたく存じます。	「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」において、「本指針は、その公表日以後に接続契約の申込みを行う案件に適用する」と記載されていることから、公平性の観点から、全ての電源について、当該ガイドラインの公表日である平成 27 年 11 月 6 日以後に接続契約の申

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			込みを行った案件から適用され、遡及して適用することはできません。
15	全体	今回の指針は平成 27 年 11 月 5 日以前に系統連系締結した案件に適用されないようであるが、是非とも適用されるよう、ご高配願う。	「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」において、「本指針は、その公表日以後に接続契約の申込みを行う案件に適用する」と記載されていることから、公平性の観点から、全ての電源について当該ガイドラインの公表日である平成 27 年 11 月 6 日以後に接続契約の申込みを行った案件から適用され、遡及して適用することはできません。
16	1	接続検討時において、最寄の変電所のバンク等を増強せざるを得ない時に、従来この増強費用は特定負担となっていたが、当該費用については、今回のルールの対象か否かを確認致したい。	平成 27 年 11 月 6 日以後に接続申込みを行った案件であれば、「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」の適用対象となるものと承知しています。
17	2	<p>①費用負担ガイドラインでは、一般負担額の限界は「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」と規定されており、今回提示された電源種別の考え方は示されていない。</p> <p>②同様に送配電業務規定（第 92 条の 2：一般負担の限界の基準額）においても電源種別に設定する旨は示されておらず、設備利用率を適用する提案には反対。</p> <p>③また、広域機関として、当該考え方を提案する場合には、費用負担ガイドラインの見直しを含めパブリックコメント等を通じて広く国民の意見を聞くべきである。</p>	<p>①「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」において一般負担の上限額の設定にあたって考慮する種々の要素として、「ネットワーク側の送配電等設備の増強等に伴い得られる効果」が挙げられております。</p> <p>今回提示した電源種別の考え方は、発電設備の設置に伴い、送配電等設備の増強を行うことで、当該発電設備から生じる電気を流すことができるようになり、その発電設備から生じた電力量を需要家ができるという効果が生じるという原点に立って導き出したものであり、ガイドラインに沿った考察であると考えています。</p> <p>②現在、経済産業大臣に変更案を認可申請しております当機関の業務</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			<p>規程において、一般負担の限界の基準額を検討するに当たり考慮する事項として「流通設備の増強に伴い得られる効果」を挙げており、これに沿った考察であると考えています。</p> <p>③一般負担の上限額については、当該ガイドラインの考慮事項に沿いながら、平成 27 年 7 月より、当機関が主催する広域系統整備委員会にて有識者や事業者委員を交え、検討を進めてまいりました。この議論における資料や議事概要については、当機関のホームページにて公表しております。</p> <p>加えて、本件については需要家の皆様にとっても非常に重要な事案であるため、需要家代表者を含む有識者から構成される当機関の評議員会においてもご審議頂きました。こちらの資料や議事概要についても当機関のホームページにて公表しています。</p> <p>また、各業界の皆様にご意見を伺い、それぞれの業界ごとのお立場からご意見を伺い、これらに対する当機関の考え方を本資料において整理させて頂いております。</p> <p>さらに、議論を進めるに当たり、最大限多様なご意見をお伺いするため、平成 28 年 2 月 24 日より 3 月 8 日まで、意見募集を行いました。皆様から頂いたご意見を最大限に踏まえながら、議論を深めてまいりたいと考えております。</p>
18	2	費用負担ガイドラインでは、一般負担額の限界は「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」と規定されており、今回提示された電源種別の考え方は示されてい	「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」において一般負担の上限額の設定にあたって考慮する種々の要素として、「ネットワーク側の送配電等設備の増強等に伴い得られる効果」が挙げられておりま

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
		<p>い。同様に送配電業務規定（第 92 条の 2：一般負担の限界の基準額）においても電源種別に設定する旨は示されておらず、設備利用率を適用する提案には反対。また、広域機関として、当該考え方を提案する場合には、費用負担ガイドラインの見直しを含めパブリックコメント等を通じて広く国民の意見を聞くべきである。</p>	<p>す。</p> <p>今回提示した電源種別の考え方は、発電設備の設置に伴い、送配電等設備の増強を行うことで、当該発電設備から生じる電気を流すことができるようになり、その発電設備から生じた電力量を需要家を得ることができるという効果が生じるという原点に立って導き出したものであり、ガイドラインに沿った考察であると考えています。</p> <p>また、現在、経済産業大臣に変更案を認可申請しております当機関の業務規程において、一般負担の限界の基準額を検討するに当たり考慮する事項として「流通設備の増強に伴い得られる効果」を挙げており、これに沿った考察であると考えています。</p> <p>一般負担の上限額については、当該ガイドラインの考慮事項に沿いながら、平成 27 年 7 月より、当機関が主催する広域系統整備委員会にて有識者や事業者委員を交え、検討を進めてまいりました。この議論における資料や議事概要については、当機関のホームページにて公表しております。</p> <p>加えて、本件については需要家の皆様にとっても非常に重要な事案であるため、需要家代表者を含む有識者から構成される当機関の評議員会においてもご審議頂きました。こちらの資料や議事概要についても当機関のホームページにて公表しています。</p> <p>また、各業界の皆様にご意見を伺い、それぞれの業界ごとのお立場か</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			<p>らご意見を伺い、これらに対する当機関の考え方を本資料において整理させて頂いております。</p> <p>さらに、議論を進めるに当たり、最大限多様なご意見をお伺いするため、平成28年2月24日より3月8日まで、意見募集を行いました。皆様から頂いたご意見を最大限に踏まえながら、議論を深めてまいりたいと考えております。</p>
19	2	<p>今後、柔軟な広域運用が見込まれる中、「当初数年間は電源の立地する供給区域内へ電力供給を行ったが、その後は毎年度供給区域が異なる」というケースも考えられる。その場合も一般負担分は電源の立地する供給区域における託送料金より賄われることになるのか？</p>	<p>系統に新たに接続した発電設備から発電された電気の全量が他の供給区域に送電される場合には、当該発電設備から得られる電気の恩恵は、発電設備が設置された供給区域ではなく、送電先の供給区域において享受されることとなります。</p> <p>このため、発電設備から発電された電気が他の供給区域に送電される場合には、供給区域間の負担の公平性を確保する観点から、他の供給区域への送電量に応じて、送電先の一般電気事業者から、発電設備が設置された供給区域の一般電気事業者へ、事業者間精算により費用が支払われることとなります。</p>
20	3	<p>需要家というのは一般電気事業者あるいは、新電力から電気（特別高圧、高圧、低圧）を購入する需要家なのか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
21	3	<p>一般負担というのは上記の質問20の需要家が負担することなのか？</p>	<p>一般負担で賄われる託送料金は電気料金に含まれているため、一般負担は電気料金として最終的に電気を購入する需要家が負担することとなります。</p>
22	3	<p>一般負担費用は電気を購入する基本料金として請求されるか？</p>	<p>一般負担で賄われる託送料金は電気料金に含まれているため、需要家は電気料金として請求されることとなります。</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
23	3	<p>(a)設備更新による受益に該当する一般負担額は、再エネ設備建設の有無にかかわらずいずれ必要になる負担額であり長期的には中立的（送配電事業者の負担を増やしも減らしもしない）のだから、一般負担額に上限を設ける必要がないと思います。</p> <p>また、(b)設備のスリム化による受益に関しても、同様ではないでしょうか。</p>	<p>平成 27 年 11 月 6 日に資源エネルギー庁 電力・ガス事業部から公表された「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」では、基幹系統であることや設備更新による受益や設備のスリム化による受益等により、送配電等設備の増強等に必要となる費用について一般負担とすることとされたとしても、例えば、数万 kW の発電設備の設置のために一般負担額が数百億円必要となる場合なども起こりうる。このように、一般負担額がネットワークに連系する発電設備の規模に照らして著しく多額となる費用対効果が著しく悪い発電設備の設置がなされる場合に、ネットワーク側の送配電等設備の増強等の費用を全て一般負担とした場合には、系統利用者を通じて最終的には需要家の負担が増大することとなります。このため、一般負担額のうち、「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」と判断される基準額を超えた額については、特定負担とすることが適当である。と記載されており、当該ガイドラインに沿った扱いとなります。</p> <p>一般負担の上限額は、一般負担額がネットワークに連系する発電設備の規模に照らして著しく多額であるという閾値であり、一般負担の性質如何によらず、一般負担額の多寡により適用対象となるかどうか判断されるものと考えております。</p>
24	3	<p>発電設備の規模に照らして、著しく多額と判断される基準額を超えた額については、特定負担とすることに賛成する。</p> <p>但し、以下の事項を明らかにしていただきたい。</p> <p>①どのような設備を増強するかは、電力会社にて決められるも</p>	<p>①当機関制定の送配電等業務指針において「第 4 節 流通設備の整備計画」「第 5 節 流通設備の設備形成時の基準」を規定しており、「一般電気事業者は、送配電等業務指針の第 4 節及び第 5 節の考え方に基づき、流通設備の整備に関する詳細事項を定め、公表するものとする」</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
		<p>のと思うが、その設備投資の基準を明らかにしていただきたい。例えば、基幹系統の整備をするのか、基幹系統以外の設備をするのか。それは、何を基準にして判断されるのか？</p> <p>②本来、短期的な申込み容量を予測し、最もコストパフォーマンスの良い方法（「設備投資費用/kW」が最も安い）と思われるが、中長期の系統整備を考えた場合は、短期的に見た場合と違った見方がされる可能性もあると思うが、如何か？</p>	<p>と規定しております。これらに基づき流通設備の整備等が行われま す。</p> <p>なお、各社の設備形成ルールなどは当機関ホームページにリンク集を 掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>(http://www.occto.or.jp/keito/akusesu/haidoudenruru.html)</p> <p>②個別の発電設備の連系や至近で設置が見込まれる発電設備の連系 のためのネットワーク増強工事と、発電設備の設置のみならず需要の 将来見通しなど様々な要素を踏まえ策定される中長期的な系統整備 とは考え方が異なるものと考えています。</p>
25	3	<p>費用負担ガイドラインに示されている「ネットワークに接続する 発電設備の規模に照らして著しく多額」な案件を排除し需要 家の負担増大を防ぐには、増設される基幹系統の容量に見合っ た規模であることがまず第一要件になると思われる。</p> <p>また、再エネ導入促進の観点からは、発電事業者側の事業性か ら負担しきれない基幹系統の増強を別の手段で補う方策とし て、一般負担とする考え方があるが、仮に基幹系統の増強容量 に見合った再エネ発電設備でも、増強する距離にその増強費用 は左右されるため、一律の上限金額を決めて事業を排除するこ とは、例えば北海道や東北管内など風力適地での風力発電の導 入促進の可能性を排除することになりかねない。したがって、 管内需要家の負担増大なく再エネ導入を進める観点から、一律</p>	<p>「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」においては、需要家に 過度の負担とならないようにすることを目的に「一般負担額のうち、 「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」と 判断される基準額を超えた額については、特定負担とする」とされて おり、ご指摘の通り「発電規模に応じた」基準額の設定が必要と承知 しております。このため、一般負担の上限額は、最大受電電力 1kW 当たりで設定することとしています。</p> <p>なお、当該ガイドラインに基づけば、需要家負担抑制の観点から、す べての案件において一般負担の上限額は適用されるものと承知して おります。</p> <p>また、②の件につきましては、一般負担の上限額の設定に関する検討 の対象ではないため、参考意見とさせていただきます。</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
		<p>の上限金額ではなく発電規模に応じた対策が必要になると思われることから、対策案を下記に示す。</p> <p>① 基幹系統の増強容量（例えば1回線600MW）のある容量基準（例えば50%～60%）を超える規模の発電規模案件は、全て一般負担とし、上限額を設けない（小規模案件も入札のない募集プロセスを確立し、複数案件で基準を満たせる方策もつくる）。</p> <p>② 一部管内（例えば北海道や東北）の需要家負担の増大を避けるため、今回提示の上限額案を超える部分を管内需要家以外が負担する仕組みをつくる（例えば、全国大で一般負担するなど）。</p>	
26	5	<p>調査期間においては4.1万円/kWが最大とのことだが、一定期間経過後に見直しのプロセスは検討しないのか。</p>	<p>当機関では、一般負担の上限額決定後も状況把握に努め、必要に応じて、見直しを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>現在、「一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う」旨を含む業務規程の変更案を経済産業大臣に認可申請しています。</p>
27	5	<p>もし上記(通し番号26番)が難しい場合は、過去の一般負担で許容した最大値4.1万円/kWと、特定負担とした約6万円/kWの平均である5.1万円/kWとすべきではないか。</p>	<p>約6万円/kW～約11万円/kWという数字は、過去に託送供給約款における「承諾の限界」の規定に基づき、接続検討回答書において一般負担対象範囲を特定負担として回答した事案の実績であり、6万円/kWが下限であったということでは無いと承知しております。</p> <p>また、需要家の負担軽減や合理的な設備形成の観点から、4.1万円/kWよりも低くすべしという意見もあり、少なくとも過去に一般負担とし</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			<p>て実施することが許容されたネットワーク増強工事の最大値が4.1万円/kWであることなども総合的に勘案し、4.1万円/kWを一般負担の上限額の水準と設定したものです。</p>
28	5	<p>もし上記(通し番号16番)が難しい場合は、4.1万円/kWの算定根拠について再考いただきたい。送電線増強には地域特性(寒冷地仕様、山間部対応等)があり、また時代が異なれば物価も異なる状況。そうした前提条件の違いを補正せずに、暗に最大値として計算(補足論拠として、統計処理で3σ…と記載されているが、サンプルに最大値が入ってれば、3σに入るのではないのでしょうか。標本を取られて統計処理を行っているのであれば、その計算根拠を示されても良いかと存じます)しており、Apple to appleの比較にはなっていない。説明会では、サンプル数が少ないとの理由で地域特性は補正できないとのコメントを受領したが、せめて物価補正を行うのはいかがか。</p>	<p>将来の物価変動を見通すことは困難であるため、現時点において、物価変動による補正は行わないことといたします。</p> <p>なお、当機関としては、一般負担の上限額決定後も状況把握に努め、必要に応じて、見直しを検討してまいりたいと考えています。</p> <p>現在、「一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う」旨を含む業務規程の変更案を経済産業大臣に認可申請しています。</p>
29	5	<p>①負担の限度額の計算方法について、例えば、新たに20万kWの受入れ設備がされる場合、限度額を2万円/kWとすれば、40億円が一般負担の限界という理解で良いか？</p> <p>②つまり、この20万kWの設備のためには、40億円を超える設備費用があるとすれば、それが特定負担になるということか？</p> <p>③逆に言えば、総額が50億円とすれば、10億円の特定負担が無いと、電源設備募集プロセスは不成立ということか？</p>	<p>①最大受電電力が20万kWの場合、一般負担の上限額が2万円/kWであれば、40億円が一般負担の限界となります。</p> <p>②20万kWの電源を系統に連系するための増強費用について、「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」に基づき、一般負担と特定負担を算出した結果、一般負担額が40億円を超えた場合、その超過分は特定負担となります。</p> <p>③一般負担の上限は、当該発電設備に係る入札対象設備及びその他供給設備工事の一般負担合計額に対して適用されます。入札結果による</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			<p>系統連系順位に基づき、当該発電設備のその他供給設備工事の費用負担の可否も決まりますので、まず入札自体が成立し、かつ、入札による系統連系順位に基づき一般負担の上限超過額を含めた特定負担を、全ての優先系統連系希望者が負担する場合、電源接続案件募集プロセスは成立します。</p> <p>このため、仮に入札対象設備の総額が 50 億円であって、当該ガイドラインに基づき、50 億円が全額一般負担として算出されたならば、当該発電設備に係る一般負担の上限が適用され、②のとおり 10 億円は特定負担となりますので、電源接続案件募集プロセスにおいて、応札額が 10 億円に満たない場合は、不成立となります。</p>
30	5	<p>ネットワーク増強工事を実施した過去実績データについて、当該設備の設備利用率は考慮しているのか？</p>	<p>当該設備の設備利用率は考慮しておりません。</p> <p>なお、経済産業省 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 長期エネルギー需給見通し小委員会 発電コスト検証 WG で用いられた設備利用率は 2030 年度時点という将来における発電コストを検証するために用いられた実績のある値であること、本来、高い設備利用率で稼働できる LNG 火力等の発電設備が持つ本来の能力を評価することができること、過去のデータの蓄積のないバイオマスや洋上風力などの電源に関しても設備利用率の値を設定することができること、過去の実績に照らしてみても実態からかけ離れた値でないことなど過去の実績と比較して相対的に優位性があると考えられるため、長期エネルギー需給見通しのコスト検証に用いられた設備利用率を用いるこ</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			ととしたいと考えております。
31	5	ネットワーク増強工事を実施した過去実績データについて、当該設備の設備利用率は考慮しているのか？	<p>当該設備の設備利用率は考慮しておりません。</p> <p>なお、経済産業省 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 長期エネルギー需給見通し小委員会 発電コスト検証 WG で用いられた設備利用率は 2030 年度時点という将来における発電コストを検証するために用いられた実績のある値であること、本来、高い設備利用率で稼働できる LNG 火力等の発電設備が持つ本来の能力を評価することができること、過去のデータの蓄積のないバイオマスや洋上風力などの電源に関しても設備利用率の値を設定することができること、過去の実績に照らしてみても実態からかけ離れた値でないことなど過去の実績と比較して相対的に優位性があると考えられるため、長期エネルギー需給見通しのコスト検証に用いられた設備利用率を用いることとしたいと考えております。</p>
32	5	「発電機設備容量」の記載があるが、一般電気事業者 10 社対象調査時の条件を踏まえ、「発電機設備容量は最大受電電力を考慮」などの補足説明を追記願いたい。	ご意見を踏まえ、「発電機設備容量」の注釈として、「一般電気事業者の送配電部門と発電設備設置者との接続契約における最大受電電力」である旨を追記させていただきます。
33	5	一般電気事業者 10 社が提出した増強工事費についてのチェックを行っているのか？また、10 社の増強工事費実績が最大 4.1 万円/kW であったとされているが、これは工事実施時期からの物価上昇を考慮した、現時点での工事費に補正しているのか？もし、補正していないとすれば、物価上昇補正を行うべきものとする。	<p>一般電気事業者 10 社から提出された増強工事費については、過去の事実関係を整理するという観点から、当機関にて統計的に整理を行ったものです。</p> <p>なお、増強工事費について物価変動による補正は行っておりません。将来の物価変動を見通し上限額を設定することは困難であるため、現時点では、物価変動による補正は行わないことといたします。</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			<p>なお、当機関としては、一般負担の上限額決定後も状況把握に努め、必要に応じて見直しを検討してまいりたいと考えています。</p> <p>現在、「一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う」旨を含む業務規程の変更案を経済産業大臣に認可申請しています。</p>
34	5～7	<p>一般負担の上限額を 1.1 万円/kW とした場合、具体的にどのような（どの電圧レベルの増強）工事から事業者負担となってくるのか？ 1.1 万円/kW とした場合に事業者間の競争促進が図られない理由は？</p>	<p>設置する発電設備の規模、系統の状況によって、必要となる系統増強工事の規模、内容は異なるため、一概にお示しすることは困難です。</p> <p>また、過去に一般負担で実施することを許容されてきたネットワーク増強工事費の実績を下回る一般負担の上限額が設定された場合、発電設備設置者の負担が現状より増加することとなり、現状よりも電源の新規建設が進まなくなる恐れがあるため、事業者間の競争促進が図られない可能性が生じると考えております。</p>
35	5～7	<p>過去の実績に基づき、ネットワーク増強工事費に係る一般負担の上限額を 4.1 万円/kW に設定されているが、風力が接続する基幹送電線は距離も長く、kW 当たりの送電線工事費は過去のテーブルに載らない（北海道の例では 7 万円/kW など）。したがって、設定された上限額と風力特有の事情による工事費（7 万円/kW など）との差額について、何らかの補填策（例えば、特区指定による優遇策など）が必要である。</p>	<p>一般負担の上限額の設定に関する検討の対象ではないため、参考意見とさせていただきます。</p>
36	5,7,13	<p>なぜ小売部分自由化後以降のデータだけなのか？ 500kV の増強実績が 2 件しかなく、過去のデータに当たることでサンプルがもう少し増やせるのではないか。 P.7 によれば 4.1 万円/kW</p>	<p>最大電力は 2001 年がピークとなっております。電力需要が大幅に伸びている状況下では、最大電力に対し必要な供給力を確保することが必要であり、安定供給の確保のために必要な設備投資がされてきたも</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
		と約 6 万円/kW の間に 2 万円の乖離があり、サンプルを集めることでその乖離を埋めるデータの収集可能性があるのではないか。電圧ごとの増強費用単価もサンプルが増えることで別の傾向が見える可能性があるのではないか。	のと考えられます。 電力需要が大幅に伸びている状況下と伸びが鈍化している状況では設備投資の考え方が異なるものと考えられるため、一つの区切りとして小売部分自由化となった 2000 年 4 月以降の増強工事費用データに基づき、一般負担の上限額の水準を設定したものです。
37	6	過去に一般負担で実施することが許容されてきたネットワーク増強工事費実績 4.1 万円/kW とあるが、どのような増強工事を行ったのか？	個別の工事実績についてのお答えは、個社情報のため差し控えさせていただきます。
38	6	4.1 万円/kW に掛けるべき電力を明確に示してほしい(「送電端 @15°C」、「接続検討依頼に記載の最大受電電力」、など)	一般負担の上限額に掛ける発電設備容量は、エリアの送配電部門と発電設備設置者との接続契約における最大受電電力です。
39	7	一般負担対象範囲を特定負担として回答した事案における系統増強費用の実績は、約 6 万円/kW～約 11 万円/kW とあるが、具体的にどのような系統増強費を行ったのか？	実際には契約申込に至らなかったため、実際に系統増強を行った案件はありません。
40	7	6 万円/kW 以上を特定負担とした実績があるのであれば、「6 万円/kW 未満」を上限としない理由は。 今後、エネルギーミックスの達成のためには、再エネ電源の拡大が必要であるが、そのためには再エネ普及を後押しするような施策が必要と思料。今回、特定負担が減るような措置が為されれば、再エネ普及に向けて多少なりともの後押しになるのではないのでしょうか。	託送供給約款における承諾の限界の規定を適用しようとした事案である約 6 万円/kW～11 万円/kW については、全国共通の費用負担のルールがない中、各一般電気事業者が判断してきたものであることや、需要家への負担を軽減するために、4.1 万円/kW より低くすべきという意見もあることなどを踏まえ、総合的に判断して、過去に一般負担で実施することを認められてきた水準である 4.1 万円/kW を基準としたものです。 平成 27 年 11 月 6 日に資源エネルギー庁 電力・ガス事業部より「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」が公表されたことにより、

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			<p>統一的な費用負担の考え方が示されました。</p> <p>このことにより、全額特定負担で実施されてきた固定価格買取制度を活用した再生可能エネルギー電源については、特定負担が今までよりも確実に減少することとなり、系統接続に係る費用の面で、今までよりも大幅に状況が改善されることとなったと考えています。</p>
41	7	<p>承諾の限界の実績（エリア、件数、各案件の系統増強費用等）を可能な範囲内でご開示いただきたい。</p>	<p>承諾の限界の個別の内容についてのお答えは、個社情報のため差し控えさせていただきます。</p> <p>なお、実際には契約申込に至らなかったため、実際に系統増強を行った案件はありません。</p>
42	7	<p>当面は一律、4.1万円/kWで行うことがよいと考える。</p>	<p>発電設備の設備利用率によって、同じ発電電力量を得るために必要な送配電等設備の増強規模が異なり、設備利用率の高い電源から生ずる電力を流すための送配電等設備の増強は、設備利用率の低い電源と比較して小さな規模で済むことから、効率的な設備形成に資するものであると考えられます。</p> <p>一方、設備利用率の低い電源から同じ発電電力量を得るためには、設備利用率の高い電源と比較して大きな規模の送配電等設備の増強が必要になります。</p> <p>このため、一般負担の上限額を設備利用率によらず、一定の値とすれば、効率的な設備形成が阻害されるおそれがあると考えています。</p> <p>また、系統増強に要した費用のうち、一般負担分は、電気料金に含まれる託送料金という形で需要家が負担することになります。</p> <p>このため、一般負担の上限額を、設備利用率によらず、一定の値とす</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			<p>れば、設備利用率の高い電源を利用して電気を供給する系統利用者から電気を購入する需要家は、相対的に大きな系統増強費用の負担を負うこととなることから、需要家負担の公平性の観点からも、適当ではないと考えています。</p>
43	7	<p>①一般電気事業者により、過去に託送供給約款における「承諾の限界」として、特定負担として回答した実績は「約 6 万円/kW～約 11 万円/kW」であったにもかかわらず、当該実績を考慮せず「4.1 万円/kW」とする理由は何か？</p> <p>②実績を考慮すれば、「承諾の限界」とした最低額である「約 6 万円/kW」未満とすることも想定されるのではないか？</p> <p>③また、サンプル数 21 件程度で統計処理の考え方を当てはめることは適切か？</p>	<p>①②約 6 万円/kW～約 11 万円/kW という数字は、過去に全国共通の費用負担のルールがない中、託送供給約款における「承諾の限界」の規定に基づき、接続検討回答書において一般負担対象範囲を特定負担として回答した事案の実績であり、6 万円/kW が下限であったということではないと承知しております。</p> <p>また、需要家の負担軽減や合理的な設備形成の観点から、4.1 万円/kW よりも低くすべしという意見もあり、少なくとも過去に一般負担として実施することが許容されたネットワーク増強工事の最大値が 4.1 万円/kW であることなども総合的に勘案し、4.1 万円/kW を一般負担の上限額の水準として設定したものです。</p> <p>③上述のとおり、統計処理の結果のみで設定したのではなく、様々な要素を総合的に勘案して設定したものです。</p>
44	7	<p>一般電気事業者により過去に託送供給約款における「承諾の限界」として、特定負担として回答した実績は「約 6 万円/kW～約 11 万円/kW」であったにも関わらず、当該実績を考慮せず「4.1 万円/kW」とする理由は何か？実績を考慮すれば、「承諾の限界」とした最低額である「約 6 万円/kW」未満とすること</p>	<p>約 6 万円/kW～約 11 万円/kW という数字は、過去に全国共通の費用負担のルールがない中、託送供給約款における「承諾の限界」の規定に基づき、接続検討回答書において一般負担対象範囲を特定負担として回答した事案の実績であり、6 万円/kW が下限であったということではありません。</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
		も想定されるのではないかと。また、サンプル数 21 件程度で統計処理の考え方を当てはめることは適切なのか。	また、需要家の負担軽減や合理的な設備形成の観点から、4.1 万円/kW よりも低くすべしという意見もあり、少なくとも過去に一般負担として実施することが許容されたネットワーク増強工事の最大値が 4.1 万円/kW であることなども総合的に勘案し、4.1 万円/kW を一般負担の上限額の水準として設定したものです。 上述のとおり、統計処理の結果のみで設定したのではなく、様々な要素を総合的に勘案して設定したものです。
45	7,13	最大値 4.1 万円/kW を算出するに当たっては電圧階級の区別なく全サンプルを用いて 3σ の評価をしている。一方で風力等の分散電源では比較的下位電圧の増強が多い可能性が高い。分散型電源だけで一定サンプルが集まるのであれば、対象サンプルだけで 平均+3σ を評価してはどうか。一定サンプルが集まらないのであれば、分散型電源向けに下位系統増強事例のサンプルにおける平均+3σ を評価してはどうか。	今回は一般負担の上限額を設定するものであり、風力等の分散電源は「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」が公表される以前は全額特定負担となっていたため、一般負担の上限額の設定に当たりサンプルとすることは適当ではないと判断し、2000 年 4 月以降に一般負担で系統増強を実施したすべての実績データに基づき設定しております。
46	8	<p>「既設電源のリプレース案件で系統入札を実施した場合」などで異なる種別の電源が複数 1 案件に接続するケースも想定されるが、その場合の負担金はどうか考えるべきか。</p> <p>例：リプレースで募集した系統に石炭火力 100 万 kW と風力 10 万 kW が接続に応募した。結果、上位系統で 100 億円の増強工事が必要となったとすると、石炭は一般負担の上限を超えないが風力は上限を超える。上限を超えた負担金は風力が全て負うのか？</p>	電源接続案件募集プロセスにおける一般負担の上限額超過額の算定については、基本的に電源ごとに算定されます。このため、例として頂いた事例では、条件が明確ではないため、確かなことは言えませんが、仮に増強する設備が一つだった場合、まず「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」に基づき、増強工事費は一般負担と特定負担に分けられます。その上で、石炭火力発電設備を設置する者と風力発電設備を設置する者に対して、設置する発電設備の容量等に応じて、増強工事費が配分されます。その結果として、発電設備設置者ごとに

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			割り当てられた一般負担額が、それぞれの一般負担の上限を超えていれば、その部分は当該発電設備設置者の特定負担となります。
47	8	<p>①「送配電等設備の増強については、発電設備から生ずる最大潮流を勘案する必要があるため、発電設備の容量が同じであれば、必要となる増強工事・増強費用は同じ」とあるが、分散型電源は一般的に需要地近接に設置されるため、大規模電源と比較して上位系統の設備利用は相対的に低いと考えられ、「必要となる増強工事・増強費用は同じ」と断定することは出来ないのではないか。</p> <p>②現状の系統増強検討においても、配電網以下の需給や時間帯別の潮流状況等は一切考慮せず、最大潮流のみを持って増強計画を策定しているのか。</p>	<p>①発電設備を設置する場所が異なれば、系統の形や潮流状況等の前提条件が異なるため、同じ電源種でも必要となる増強工事は異なります。ここで記載しているのは、まったく同じ場所に接続した場合には、発電設備から生じる最大潮流を勘案して系統は増強されるため、発電設備の容量が同じであれば、電源種によらず必要となる増強工事・増強費用は同じであることを示させて頂いております。</p> <p>②当機関の送配電等業務指針第 53 条において、電力系統性能基準への充足性の評価における前提条件として、「電力系統性能基準への充足性の評価は、流通設備の設備形成が完了した状態において、通常想定される範囲内で評価結果が最も過酷になる電源構成、発電出力、需要、系統構成等を前提に、これを行う。」と規定しており、発電出力や需要などからもっとも過酷になる時間帯を踏まえ、増強計画を策定しております。</p>
48	8	<p>「送配電等設備の増強については、発電設備から生ずる最大潮流を勘案する必要があるため、発電設備の容量が同じであれば、必要となる増強工事・増強費用は同じ」とあるが、分散型電源は一般的に需要地近接に設置されるため、大規模電源と比較して上位系統の設備利用は相対的に低いと考えられ、「必要となる増強工事・増強費用は同じ」と断定することは出来ない</p>	<p>発電設備を設置する場所が異なれば、系統の形や潮流状況等の前提条件が異なるため、同じ電源種でも必要となる増強工事は異なります。ここで記載しているのは、同じ場所に発電設備が接続した場合には、発電設備から生じる最大潮流を勘案して系統は増強されるため、発電設備の容量が同じであれば、電源種によらず必要となる増強工事・増強費用は同じであることを示させて頂いております。</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
		<p>のではないか。現状の系統増強検討においても、配電網以下の需給や時間帯別の潮流状況等は一切考慮せず、最大潮流のみを持って増強計画を策定しているのか。</p>	<p>当機関の送配電等業務指針第 53 条において、電力系統性能基準への充足性の評価における前提条件として、「電力系統性能基準への充足性の評価は、流通設備の設備形成が完了した状態において、通常想定される範囲内で評価結果が最も過酷になる電源構成、発電出力、需要、系統構成等を前提に、これを行う。」と規定しており、発電出力や需要などからもっとも過酷になる時間帯を踏まえ、増強計画を策定しております。</p>
49	9	<p>熱容量面からの連系空容量評価は kW で行われているにも関わらず、一般負担上限額の設定に kWh を考慮するのは不整合感がある。今回の考え方を採用するのであれば、系統設備の設備利用率を上昇させる方策を検討いただきたい。例えば、太陽光発電 1kW で熱容量面から送電容量 1kW が常に確保されるが、実際は夜間を中心に大部分の時間は 1kW も送電されておらず空容量が存在する。(一定の出力抑制や蓄電池による調整が必要になるが、) 複数電源を組み合わせることで送電線の設備利用率を上昇させることができるルールを整備いただくことで、結果的に変動電源の特定負担を抑制でき、設備導入が進むと考えられる。</p>	<p>送配電等設備の増強については、設備の能力を超える潮流が流れてしまうと設備の故障などにより、供給に支障をきたすことになるため、想定される最大の潮流を念頭に増強計画を策定する必要があります。一方、一般負担は需要家が支払う託送料金を賄われるものであり、設置される発電設備の利用率によって、需要家への負担(託送料金を押し上げる影響)に差が生じることとなるため、発電設備の利用率を勘案し需要家負担の平準化を図るため、設備利用率を考慮することが必要となります。</p> <p>なお、系統設備の利用に関するルールについては、今回の一般負担の上限額の設定に関する検討の対象ではないため、参考意見とさせていただきます。</p>
50	9～11	<p>現行の託送料金体系を踏まえて、一般負担の上限額について kW と kWh に応じた設定とすることが適切と示されているが、上限額の設定において具体的にどのように kW と kWh (固定費と変動費) の考え方を反映しているのかの説明をいただきたい</p>	<p>一般電気事業者 10 社それぞれについて特別高圧、高圧、低圧の基本料金・従量料金に基づき 1kW の電源の年間の託送料金を設備利用率ごとに計算し、設備利用率ごとの託送料金の比率を算定します。その比率を特別高圧、高圧、低圧ごとに各社の販売電力量比率で合成</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
		い。	<p>します。そして、特別高圧、高圧、低圧ごとに求められた比率を合成し、その比率を基に一般負担の上限額を設定しております。</p> <p>なお、託送料金体系を踏まえた一般負担の上限額の算定方法の詳細については、第 10 回広域系統整備委員会 資料 3 P17～21 に詳細をお示ししておりますのでご参照下さい。</p>
51	9～11	<p>現行の託送料金体系を踏まえて一般負担の上限額について kW と kWh に応じた設定とすることが適当と示されているが、上限額の設定において具体的にどのように kW と kWh（固定費と変動費）の考え方を反映しているのか説明されたい。</p>	<p>一般電気事業者 10 社それぞれについて特別高圧、高圧、低圧の基本料金・従量料金に基づき 1kW の電源の年間の託送料金を設備利用率ごとに計算し、設備利用率ごとの託送料金の比率を算定します。</p> <p>その比率を特別高圧、高圧、低圧ごとに各社の販売電力量比率で合成します。そして、特別高圧、高圧、低圧ごとに求められた比率を合成し、その比率を基に一般負担の上限額を設定しております。</p> <p>なお、託送料金体系を踏まえた一般負担の上限額の算定方法の詳細については、第 10 回広域系統整備委員会 資料 3 P17～21 に詳細をお示ししておりますのでご参照下さい。</p>
52	10	<p>設備利用率変動による上限の変化の必要性。設備利用率の低い再エネにとって不利な施策となっており、エネルギーミックスの達成に対してネガティブに働くのでは。特に、再エネ電源の適地は系統が脆弱なエリアが多く、プロジェクト組成が困難となることから、設備利用率によって上限が引き下がると、プロジェクトが立ちいかなくなる可能性あり。また、もし設備利用率で負担上限を変動させるならば、事業者の事業計画に基づいて計算してはどうか。</p>	<p>平成 27 年 11 月 6 日に資源エネルギー庁 電力・ガス事業部より「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」が公表されたことにより、統一的な費用負担の考え方が示されました。</p> <p>このことにより、全額特定負担で実施されてきた固定価格買取制度を活用した再生可能エネルギー電源については、特定負担が今までよりも確実に減少することとなり、系統への接続面で、今までよりも大幅に状況が改善されることとなったと考えています。</p> <p>効率的・合理的な設備形成及び需要家負担の平準化の観点を突き詰め</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			<p>れば、一般負担の上限額は、発電設備の設備利用率に比例して設定することが最も合理的です。しかしながら、設備利用率の低い電源への配慮も必要であると考えております。</p> <p>託送料金体系は負荷率の低い需要家への配慮などの社会政策的観点から kW と kWh の 2 部料金制になっていることを踏まえ、現行の託送料金体系と整合を図ることで、利用率の低い電源に配慮し、上限額を設定すべきであると考えております。</p> <p>また、一般負担の上限額は利用率の低い電源に配慮するため、現行の託送料金体系と整合を図って設定しております。</p> <p>託送料金体系と整合を図り設定することにより、単純に発電設備の設備利用率に比例して設定する場合と比較し、例えば陸上風力では約 1.5 倍、太陽光（メガソーラー）では約 1.9 倍の上限額となっております。</p>
53	10	<p>電源接続案件募集プロセス時を含め一般負担の上限額を算出する定義（計算方法）を明確にして頂きたい。</p>	<p>具体的な計算方法については、公表する方向で検討しています。</p> <p>なお、接続検討回答内容において、発電事業者が工事費負担金（一般負担の上限超過額を含む）の算出根拠等を詳細確認を要望される場合は、接続検討回答元にて個別に対応致します。</p>
54	10	<p>少なくとも太陽光・風力発電では過積載や、設備の発電効率向上に伴う設備利用率の上昇によるメリットを享受できるよう、電源種類ごとの一律の設備利用率ではなく、根拠が示せる場合には、想定する設備利用率に基づいて一般負担の上限額を決定できるようにすべき。</p>	<p>実際の設備利用率を個別に検証することは困難であるため、電源種類ごとに一般負担の上限額を設定することとします。</p> <p>なお、当機関としては、一般負担の上限額決定後も状況把握に努め、必要に応じて見直しを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>現在、「一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			要に応じて見直しを行う」旨を含む業務規程の変更案を経済産業大臣に認可申請しています。
55	10	<p>電源の設備利用率ごとに一般負担の上限額を設定する考え方（設備利用率の高い電源ほど一般負担上限額が高くなる）になっているが、偏りのない再エネ電源の円滑な導入促進を考えると、電源の設備利用率ごとに一般負担の上限額を設定するのは望ましいとは言えない。地熱や火力、原子力などの設備利用率の高い電源が一般負担による恩恵を受けやすくなっており、導入がまだ進んでいない洋上・陸上風力はその恩恵を受けにくくなっている。電源間の偏った導入の誘導を回避するためにも、電源の設備利用率ごとに一般負担の上限額を設定するのではなく、一律 4.1 万円/kW を基準に一般負担の上限額として設定してはどうか。</p>	<p>発電設備の設備利用率によって、同じ発電電力量を得るために必要な送配電等設備の増強規模が異なり、設備利用率の高い電源から生ずる電力を流すための送配電等設備の増強は、設備利用率の低い電源と比較して小さな規模で済むことから、効率的な設備形成に資するものであると考えられます。</p> <p>一方、設備利用率の低い電源から同じ発電電力量を得るためには、設備利用率の高い電源と比較して大きな規模の送配電等設備の増強が必要になります。</p> <p>このため、一般負担の上限額を設備利用率によらず、一定の値とすれば、効率的な設備形成が阻害されるおそれがあると考えています。</p> <p>また、系統増強に要した費用のうち、一般負担分は、電気料金に含まれる託送料金という形で需要家が負担することになります。</p> <p>このため、一般負担の上限額を、設備利用率によらず、一定の値とすれば、設備利用率の高い電源を利用して電気を供給する系統利用者から電気を購入する需要家は、相対的に大きな系統増強費用の負担を負うこととなることから、需要家負担の公平性の観点からも、適当ではないと考えております。</p>
56	10	<p>電源の設備利用率について、根拠となるデータ開示を前提に個別事業の想定値でも対応可能としてほしい。特に、自然変動電</p>	<p>個別電源ごとの設備利用率を設定しようとする場合、これから系統に連系しようとする電源について、設備利用率を評価する必要がありま</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
		<p>源について電源一律の設備利用率を適用することは、設備利用率の低い電源は有利に、設備利用率の高い電源は不利に働くため、発電コスト低減・国民負担抑制とは逆のインセンティブを与えることとなる。</p>	<p>す。しかしながら、これから系統に連系しようとする電源であるため、その実績はありません。</p> <p>接続検討の申込件数は、平成 27 年 4 月～平成 27 年 12 月の 9 か月間で、1,743 件（最大受電電力 500kW 以上）にのぼります。このため、個別電源ごとに発電設備設置者から申告される予測設備利用率が確かであるか否かを評価することは現実的ではないと考えています。</p> <p>なお、当機関としては、一般負担の上限額決定後も状況把握に努め、必要に応じて見直しを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>現在、「一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う」旨を含む業務規程の変更案を経済産業大臣に認可申請しています。</p>
57	10	<p>太陽光発電と風力発電の補完関係を考慮するなど、複数種の電源申込みによる送変電設備容量当たりの設備利用率向上効果について考慮すべきではないか。</p>	<p>現状の設備利用ルールでは、設備の能力を超える潮流が流れてしまうと設備の故障などにより、供給に支障をきたすことになるため、想定される最大の潮流をもって増強計画を策定しています。</p> <p>ご指摘の点については、一般負担の上限額の設定に関する検討の対象ではございませんが、今後の当機関の業務に当たり、参考とさせていただきます。</p>
58	10,12	<p>電源種別により一般負担上限額が決定するという理解で良いか。（例えば LNG 火力は実際の運用では DSS 運転していたとしても設備利用率 70%前提で一般負担上限額は 4.1 万円/kW という理解で良いか。）</p> <p>この場合、運転開始後に燃料構成を変更した場合（例えばバイ</p>	<p>ご認識のとおり、電源種別により一般負担上限額が決定します。</p> <p>現状、託送供給約款において、工事費負担金は原則として工事着手前に契約者または発電契約者から一般電気事業者にお支払いいただくこととなっておりますので、この支払時点の状況により判断すべきものと考えております。</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
		オマス専焼から混焼に変更)、一般負担上限額は変更されるのか。	
59	10,12	一般負担上限額算定に当たっての発電設備利用率について、発電事業者提示の値を検証することは困難であるため、基本的に12 ページで示された値を適用することによいか。	ご認識のとおりです。
60	10,12	<p>①設備利用率の設定値について、発電コスト検証 WG におけるコスト試算結果の前提となった設備利用率を採用しているが、当該数値はあくまでコスト試算のための仮の設定値であり実績値ではない。発電設備の運用方法は、エリアや系統の需給状況によって異なり、電源別に一律に定めることは適当ではない。</p> <p>②また、今後、卸電力市場を通じた電源のメリットオーダー利用が進むと想定される中、例えばガス火力を 70%と置くのは果たして妥当か？</p> <p>③設備利用率を考慮する場合においても、発電コスト検証委で想定した仮設定値だけでなく、直近 5 年間の実績値等の数値も併記した上で発電事業者も含めたオープンな場において議論し、結論を得るべきと思料。</p>	<p>①②経済産業省 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 長期エネルギー需給見通し小委員会 発電コスト検証 WG で用いられた設備利用率は 2030 年度時点という将来における発電コストを検証するために用いられた実績のある値であること、本来、高い設備利用率で稼働できる LNG 火力等の発電設備が持つ本来の能力を評価することができること、過去のデータの蓄積のないバイオマスや洋上風力などの電源に関しても設備利用率の値を設定することができること、過去の実績に照らしてみても実態からかけ離れた値でないことなど過去の実績と比較して相対的に優位性があると考えられるため、長期エネルギー需給見通しのコスト検証に用いられた設備利用率を用いることとしたいと考えております。</p> <p>なお、当機関としては、一般負担の上限額決定後も状況把握に努め、必要に応じて見直しを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>現在、「一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う」旨を含む業務規程の変更案を経済産業大臣に認可申請規定しています。</p> <p>③ご意見を踏まえ過去の利用率実績の平均値を併記し、広域系統整備</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			委員会にてお示しいたします。(第 10 回広域系統整備委員会 資料 3 P12 参照)
61	10,12	<p>設備利用率の設定値について、発電コスト検証 WG におけるコスト試算結果の前提となった設備利用率を採用しているが、当該数値はあくまでコスト試算のための仮の設定値であり実績値ではない。発電設備の運用方法は、エリアや系統の需給状況によって異なり、電源別に一律に定めることは適当ではない。また、今後、卸電力市場を通じた電源のメリットオーダー利用が進むと想定される中、例えばガス火力を 70%と置くのは果たして妥当か。設備利用率を考慮する場合においても、発電コスト検証 WG で想定した仮設定値だけでなく、直近 5 年間の実績値等の数値も併記した上で発電事業者も含めたオープンな場において議論し、結論を得るべき。</p> <p>参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源エネルギー庁平成 27 年度電力調査統計の「2-(4)発電設備利用率」によれば、火力平均は 35.7% (沖縄) ~65.1% (北海道) となっており、想定値の 70%と大きく幅があり、地域差も大きい。 ・新エネ小委系統 WG 第 7 回 (H27.11.10 開催) の資料 10-1 に示されたバイオマスの設備利用率についても、24.2% (沖 	<p>経済産業省 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 長期エネルギー需給見通し小委員会 発電コスト検証 WG で用いられた設備利用率は 2030 年度時点という将来における発電コストを検証するために用いられた実績のある値であること、本来、高い設備利用率で稼働できる LNG 火力等の発電設備が持つ本来の能力を評価することができること、過去のデータの蓄積のないバイオマスや洋上風力などの電源に関しても設備利用率の値を設定することができること、過去の実績に照らしてみても実態からかけ離れた値でないことなど過去の実績と比較して相対的に優位性があると考えられるため、長期エネルギー需給見通しのコスト検証に用いられた設備利用率を用いることとしたいと考えております。</p> <p>なお、当機関としては、一般負担の上限額決定後も状況把握に努め、必要に応じて見直しを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>現在、「一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う」旨を含む業務規程の変更案を経済産業大臣に認可申請しています。</p> <p>実績値の併記に関するご意見を踏まえ過去の利用率実績の平均値を併記し、広域系統整備委員会にてお示しいたします。(広域系統整備委員会 資料 3 P12 参照)</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
		縄)～46.6%(九州)となっており、想定値の87%乃至は70%と異なり、地域差も大きい。	
62	11	<p>現行の託送料金体系を前提としているが、そもそも制度設計専門会合において現行の託送料金体系に変わる新たな託送料金の設定について継続的に議論がされている。系統増強は今後、数十年の設備形成に影響する中で、新たな託送料金の設定について考慮せずに現行制度に基づき制度設計することは妥当か？</p>	<p>本年4月以降の託送料金体系が平成27年12月に経済産業大臣によって認可されたところであるため、当該認可を受けた託送料金制度を前提として整理させていただきます。</p> <p>なお、今後託送料金体系が変更になるなど、大きな状況変化があった場合には、必要に応じ見直しも検討していくこととしております。現在、「一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必要に応じた見直しを行う」旨を含む業務規程の変更案を経済産業大臣に認可申請しています。</p>
63	11, 参考 資料	<p>提案された電源種別の上限額は、想定設備利用率どおりとなった場合には託送料金との整合性が図られるという整理であり、実態とは乖離する可能性が高い。優先給電順位を考慮すれば、火力発電設備の設備利用率は想定値を下回る可能性が高く、想定を下回った場合、適正な費用負担をしていないことになるが、他の電源との公平性を如何に考えるか？</p>	<p>経済産業省 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 長期エネルギー需給見直し小委員会 発電コスト検証WGで用いられた設備利用率は2030年度時点という将来における発電コストを検証するために用いられた実績のある値であること、本来、高い設備利用率で稼働できるLNG火力等の発電設備が持つ本来の能力を評価することができること、過去のデータの蓄積のないバイオマスや洋上風力などの電源に関しても設備利用率の値を設定することができること、過去の実績に照らしてみても実態からかけ離れた値でないことなど過去の実績と比較して相対的に優位性があると考えられるため、長期エネルギー需給見通しのコスト検証に用いられた設備利用率を用いることとしたいと考えております。</p> <p>なお、当機関では、一般負担の上限額決定後も状況把握に努め、必要</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			<p>に応じて、見直しを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>現在、「一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う」旨を含む業務規程の変更案を経済産業大臣に認可申請しています。</p>
64	11, 参考 資料	<p>現行の託送料金体系を前提としているが、そもそも制度設計専門会合において現行の託送料金体系に変わる新たな託送料金の設定について継続的に議論がされている。系統増強は今後数十年の設備形成に影響する中で、新たな託送料金の設定について考慮せずに現行制度に基づき制度設計することは妥当ではないと考える。</p>	<p>本年 4 月以降の託送料金体系が平成 27 年 12 月に経済産業大臣によって認可されたところであるため、当該認可を受けた託送料金制度を前提として整理させていただきます。</p> <p>なお、今後託送料金体系が変更になるなど、大きな状況変化があった場合には、必要に応じ見直しも検討してまいりたいと考えております。</p> <p>現在、「一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う」旨を含む業務規程の変更案を経済産業大臣に認可申請しています。</p>
65	11, 参考 資料	<p>提案された電源種別の上限額は、想定設備利用率通りとなった場合には託送料金との整合性が図られるという整理であり実態とは乖離する可能性が高い。優先給電順位を考慮すれば、火力発電の設備利用率は想定値を下回る可能性が高く、想定を下回った場合、適正な費用負担を行っていないことになるが、他の電源との公平性をいかに考えるか。</p>	<p>経済産業省 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 長期エネルギー需給見直し小委員会 発電コスト検証 WG で用いられた設備利用率は 2030 年度時点という将来における発電コストを検証するために用いられた実績のある値であること、本来、高い設備利用率で稼働できる LNG 火力等の発電設備が持つ本来の能力を評価することができること、過去のデータの蓄積のないバイオマスや洋上風力などの電源に関しても設備利用率の値を設定することができること、過去の実績に照らしてみても実態からかけ離れた値でないことなど過去の実績と比較して相対的に優位性があると考えられるため、長期エネルギー</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			<p>需給見通しのコスト検証に用いられた設備利用率を用いることとしたいと考えております。</p> <p>なお、当機関では、一般負担の上限額決定後も状況把握に努め、必要に応じて、見直しを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>現在、「一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う」旨を含む業務規程の変更案を経済産業大臣に認可申請しています。</p>
66	12	石油火力及び陸上風力の設備利用率が複数提示されているが、結局、どの値の採用を検討しているのか？	第 10 回広域系統整備委員会 資料 3 P12 の下線を引いた設備利用率を採用しております。
67	12	<p>発電コスト検証ワーキンググループにおける設備利用率に関して</p> <p>「廃棄物燃焼発電」が載っていませんので、バイオマス(木質専焼)と同じ 87%の区分での設定をお願いします。</p>	<p>発電コスト検証 WG において取りまとめられた「長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告」において、設備利用率の記載がない電源種については、必要に応じて、当該電源種の設備利用率を個別に検討してまいりたいと考えております。</p>
68	12	<p>【参考】発電コスト検証ワーキンググループにおける設備利用率」の表で、『メタン発酵発電』の項目がなく設備利用率が不明。発電利用率は、おそらく「バイオマス (木質専焼)」と同等か、それ以上の利用率になると考えられるが、実態に応じた設備利用率の表示が必要と考える。</p>	<p>発電コスト検証 WG において取りまとめられた「長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告」において、設備利用率の記載がない電源種については、必要に応じて、当該電源種の設備利用率を個別に検討してまいりたいと考えております。</p>
69	13	単価の分布状況は、FIT 制度施行後以降の実績も含まれているか？	第 10 回広域系統整備委員会 資料 3 の P13 に示した単価の分布には、FIT 制度施行後に全額特定負担で系統増強を実施した実績も含んでおります。
70	13	単価の分布状況は、FIT 制度施行後以降の発電設備の実績も含	第 10 回広域系統整備委員会 資料 3 の P13 に示した単価の分布には、

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
		まれているのか？	FIT 制度施行後に全額特定負担で系統増強を実施した実績も含んでおります。
71	14	「地域間連系線等の増強と地内系統増強とを区別し、一般負担の上限額を別々に適用すべき」とあるが、これは、例えば地域間連系線・地内系統ともに増強が必要となった場合、一般負担の上限は、両上限値の合算値（4.1 万円/kW+4.1 万円/kW=8.2 万円/kW）ということか。この場合、一般負担の上限金額が承諾の限界を超える範囲となり、過剰ではないか。費用対効果を個別に検討することは必要と考えるが、地域間連系線と地内系統の増強費用を合わせて、原則 4.1 万円等を上限とすべき。	地内系統へ接続するために必要な送配電等設備の増強と、エリア間を跨いで電気を送電することを目的に地域間連系線の運用容量を増加させるために必要な増強というものは、裨益も目的も異なる別の行為であり、その増強に係る費用は別々に算定されます。よって、地内系統の増強と地域間連系線等の増強のそれぞれに一般負担の上限額を適用することとしたいと考えております。
72	14	冒頭の枠内は「一般負担の上限額について、地域間連系線等については、・・・個別に検討する。」となっているが、以降の補足説明では、「よって地域間連系線等の増強については、次のとおり、一般負担の上限額を適用することとしてはどうか。」となっており、「個別に検討する」と「適用する」との表現に矛盾が感じられる。	ご意見を踏まえ、第 10 回広域系統整備委員会 資料 3 の表現ぶりを以下のとおり修正させて頂きました。 「一般負担の上限額について、地域間連系線等については、その増強の動機、目的、効果が各地域間連系線ごとに異なると考えられるため、以下のとおりとしてはどうか。」
73	15	①一般負担は託送料金として需要家により広く負担されることを鑑みれば、上限額の設定に際しては連系する発電設備の規模だけでなく、あるべき電源構成の形成の観点も踏まえるべきではないか？ ②例えば、「エネルギー供給高度化法」に規定された 2030 年非化石比率 44%等の低炭素電源の促進を踏まえ、再生可能エネル	①②一般負担の上限額は、「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」において、「ネットワークに連系する発電設備の規模に照らして著しく多額となる発電設備の設置がなされる場合に、ネットワーク側の送配電等設備の増強等の費用を全て一般負担とした場合には、系統利用者を通じて最終的には需要家の負担が増大することとなります。このため一般負担額のうち、「ネットワークに接続する発電設備の規

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
		<p>ギーの系統連系を促すような制度とすることも考えられるのではないか？</p>	<p>模に照らして著しく多額」と判断される基準額を超えた額については、特定負担とすることが適当である。」として、需要家への負担の観点から記載されております。</p> <p>このため、電力量を得られるという効果を踏まえ、需要家への負担の平準化の観点から、連系する発電設備の期待される設備利用率に応じて、一般負担の上限額を設定することとしたものです。</p> <p>平成 27 年 11 月 6 日に資源エネルギー庁 電力・ガス事業部より当該ガイドラインが公表されたことにより、統一的な費用負担の考え方が示されました。</p> <p>このことにより、全額特定負担で実施されてきた固定価格買取制度を活用した再生可能エネルギー電源については、特定負担が今までよりも確実に減少することとなり、系統への接続面で、今までよりも大幅に状況が改善されることとなったと考えております。</p> <p>効率的・合理的な設備形成及び需要家負担の平準化の観点を突き詰めれば、一般負担の上限額は、発電設備の設備利用率に比例して設定することが最も合理的です。しかしながら、設備利用率の低い電源への配慮も必要であると考えております。</p> <p>託送料金体系は負荷率の低い需要家への配慮などの社会政策的観点から kW と kWh の 2 部料金制になっていることを踏まえ、現行の託送料金体系と整合を図ることで、利用率の低い電源に配慮し、上限額を設定すべきであると考えております。</p> <p>託送料金体系と整合を図り設定することにより、単純に発電設備の設</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			<p>備利用率に比例して設定する場合と比較し、例えば陸上風力では約 1.5 倍、太陽光（メガソーラー）では約 1.9 倍の上限額となっております。</p>
74	15	<p>一般負担は託送料金として需要家により広く負担されることを鑑みれば、上限額の設定に際しては連系する発電設備の規模だけでなく、あるべき電源構成の形成の観点も踏まえるべきではないか。例えば、「エネルギー供給構造高度化法」に規定された 2030 年非化石比率 44%等の低炭素電源の促進を踏まえ、再エネ電源の系統連系を促すような制度とすることも考えられるのではないか。</p>	<p>一般負担の上限額は、「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」において、「ネットワークに連系する発電設備の規模に照らして著しく多額となる発電設備の設置がなされる場合に、ネットワーク側の送配電等設備の増強等の費用を全て一般負担とした場合には、系統利用者を通じて最終的には需要家の負担が増大することとなる。このため一般負担額のうち、「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」と判断される基準額を超えた額については、特定負担とすることが適当である。」として、需要家への負担の観点から記載されております。</p> <p>このため、電力量を得られるという効果を踏まえ、需要家への負担の平準化の観点から、連系する発電設備の期待される設備利用率に応じて、一般負担の上限額を設定することとしたものです。</p> <p>平成 27 年 11 月 6 日に資源エネルギー庁 電力・ガス事業部より「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」が公表されたことにより、統一的な費用負担の考え方が示されました。</p> <p>このことにより、全額特定負担で実施されてきた固定価格買取制度を活用した再生可能エネルギー電源については、特定負担が今までよりも確実に減少することとなり、系統への接続面で、今までよりも大幅に状況が改善されることとなったと考えております。</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見・ご質問	当機関の考え方
			<p>効率的・合理的な設備形成及び需要家負担の平準化の観点を突き詰めれば、一般負担の上限額は、発電設備の設備利用率に比例して設定することが最も合理的です。しかしながら、設備利用率の低い電源への配慮も必要であると考えております。</p> <p>託送料金体系は負荷率の低い需要家への配慮などの社会政策的観点から kW と kWh の 2 部料金制になっていることを踏まえ、現行の託送料金体系と整合を図ることで、利用率の低い電源に配慮し、上限額を設定すべきであると考えております。</p>

以上